番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	改修工事仕様書図面の玄関窓仕様にフッ素樹脂焼付塗装とあります。 ●仕様書8.館山臨海施設外壁等塗装修繕工事の玄関窓枠塗装には、「別紙に示す箇所(館山臨海施設)の玄関窓枠について、塗装箇所の整備及び洗浄を行った後、シリコン樹脂若しくはフッ素塗料又はこれらと同等以上のものにて塗装を行うこと。」とあり、焼付塗装ではなく、塗装でよろしいでしょうか。 ●焼付塗装の場合、工場での処理となるため玄関枠を取り外して工場に持ち込み、焼付塗装後再取付になります。	「塗装」で問題ありません。	FII.9 3
2	工事請負契約書(案)第10条3項に「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる」とありますが、本工事も契約後常駐について協議可能という認識でよろしいでしょうか。	協議可能という認識で大丈夫です。	
	外壁、軒天、玄関窓枠、各箇所において指定塗料はございますか。 (下塗り~上塗りまでの指定仕様)	指定の塗料はございません。塗料について確認が必要であれば別途連絡いただければと思います。	
4	建物の横にカーポートがあり、足場を組む際にカーポート屋 根の撤去が必要となります。	カーポートの着脱は不可能ではありません。なお、本件工事の施工にあたりカーポートの着脱を行う際は、受注者にて実施し、施工後には施工前と同等の状態に復帰してください。	
5	外壁にクラックが多数ありますが、クラック処理は必要でしょう か。	クラックについては、仕様書8. 館山臨海施設外壁等塗装修繕内の「シーリング作業」に記載されている「外壁の亀裂」となりますので、修繕をお願いいたします。	
6	シーリング作業については、補修ではなく打ち替えという認識 でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	-
	外壁石綿飛散防止措置について、外壁目地及びサッシ廻り シーリング打換えについても、対策は必要と考えてよろしいで しょうか。	飛散の可能性がある工程の場合、飛散防止措置を講じた上で作業を実施してください。	

8	3	外壁面エアコン室外機及び配管について、現状外壁面にエアコンの室外機及び配管が設置されていますが、取外して塗装後復旧を行いますか。	取外しを行うことは可能です。取外しを行う場合は、担当職員と打合せの上、屋内での空調機の使用に支障のない日程にて実施していただく運びとなります。なお、施工後には施工前と同等の状態に復帰してください。	
,		アンテナ配管について、テレビアンテナからの配管が2階打ち継ぎ目地にかかっています。 取外し復旧での対応でよろしいですか。	取外しを行うことは可能です。取外しを行う場合は、担当職員と打合せの上、屋内でのテレビの使用に支障のない日程にて実施していただく運びとなります。なお、施工後には施工前と同等の状態に復帰してください。	
1	0		外壁に含まれる石綿(クリソタイル)については、本工事において除去いただく必要はございません。施工過程において飛散の可能性がある場合、飛散防止措置を講じた上で作業を実施するようお願いいたします。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。